

商品概要説明書

マル得年金定期貯金

(令和6年9月2日現在)

商品名	・マル得年金定期貯金
ご利用いただける方	・当 J A で公的年金振込の受取を既に開始されている個人の方 ・当 J A に公的年金振込の受取を新規に指定される個人の方
期間	・1年の定型方式 ・自動継続(元金継続)のみの取扱いとなります。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入媒体	・一括預入 ・1円以上500万円以内。 ・1円単位 ・通帳式(総合口座含む)
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・当 J A の組合員の方(家族を含む)、または新たに組合員に加入される方(家族を含む)は0.25%を、組合員外の方は0.15%を初回満期日まで適用します。なお、預入期間中に振込口座の指定が継続されない場合は、預入時の「スーパー定期貯金<単利型>」の店頭表示の利率を適用します。 ・自動継続後は、原則として「スーパー定期貯金<単利型>」の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は窓口にお問い合わせください。
手数料	—
付加できる特約事項	・総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ・マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 6か月未満 解約日における普通貯金利率 (2) 6か月以上1年未満 約定利率×50%
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

<p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p>	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）またはリスク管理部（電話：046-221-7292）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A リスク管理部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）</p>
<p>その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・取扱期間は令和 6 年 9 月 2 日～令和 7 年 2 月 28 日までとします。 ・継続を停止した場合の満期日以降の利息は、解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・本商品は利用分量配当金の対象外となっております。ただし、自動継続後は組合員ご本人については利用分量配当金の対象となります。（満期日が当組合年度末で非営業日に該当する場合には、当該日まで配当対象外）。なお配当金は、毎事業年度終了後の通常総代会で決定する剰余金処分に基づくもので、貯金の利息とは異なり、お約束するものではありません。 ・金利情勢等により、適用金利が変更になる場合や、お取扱いを中止させていただく場合がございます。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A あつぎ